

2026年2月4日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号  
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社  
代表執行役社長 石村 富隆

当社は、当社（以下「GMO-FH」といいます。）の完全子会社である GMO コイン株式会社（以下「GMO コイン」といいます。）との間で、2026年2月4日付で吸収分割契約を締結し、GMO-FH を吸収分割会社、GMO コインを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）により、GMO-FH のシステム（GMO コインの提供する暗号資産及び外国為替に関わる取引等並びにこれらに付随する業務を行うためのものに限り、オンプレミス環境で構築されたものを除きます。）の開発・運用・保守等事業に関して GMO-FH が有する権利義務（以下「本件承継対象権利義務」といいます。）を GMO コインに承継させることといたしました。つきましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に従い、下記のとおり、GMO-FH の事前開示事項を備え置きます。

### 記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項  
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
本件吸収分割に際し、GMO コインは GMO-FH に対して、本件承継対象権利義務に代わる金銭等の対価を交付しません。GMO コインは GMO-FH の完全子会社であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。
3. 吸収分割承継会社についての事項
  - (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙 2 のとおりです。
  - (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はございません。
  - (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
2026年2月4日後から2026年4月1日までの間に、GMO コインの新たな最終事業年度が存することとなるため、該当事項はございません。
4. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
2026年2月4日後から2026年4月1日までの間に、GMO-FH の新たな最終事業年度が存することとなるため、該当事項はございません。
5. 債務の履行の見込みに関する事項  
GMO-FH は、本件吸収分割を行うに際し、本件吸収分割の効力発生日以後における GMO-FH の債務及び GMO コインの債務（GMO-FH が本件吸収分割により GMO コインに承継させる債務に限る。）の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

(1) GMO-FH の債務の履行の見込みに関する事項

GMO-FH の最終事業年度の末日の貸借対照表において、資産の額は負債の額を上回っており、同日から本件吸収分割の効力発生日までに GMO-FH の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、発生しておらず、また、予測されておられません。

そして、本件吸収分割の効力発生後における GMO-FH の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに GMO-FH の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、GMO-FH の負担する債務については、本件吸収分割以後も履行の見込みがあると判断しております。

(2) GMO コインの債務（GMO-FH が本件吸収分割により GMO コインに承継させる債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

GMO コインの最終事業年度の末日の貸借対照表において、資産の額は負債の額を上回っており、同日から本件吸収分割の効力発生日までに GMO コインの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、発生しておらず、また、予測されておられません。

そして、本件吸収分割の効力発生時に、本件吸収分割により増加する GMO コインの資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、本件吸収分割の効力発生後における GMO コインの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに GMO コインの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、GMO コインの負担する債務については、本件吸収分割以後も履行の見込みがあると判断しております。

6. 事前開示事項の備置開始日後、効力発生日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときの変更後の当該事項

変更がございましたら、直ちに開示いたします。

以上

## 別紙1 吸収分割契約の内容

### 吸収分割契約書

GMO フィナンシャルホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び GMO コイン株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条 （吸収分割）

- 1 甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 4 条において定義する。）をもって、吸収分割の方法により、甲のシステム（乙の提供する暗号資産及び外国為替に関わる取引等並びにこれらに付随する業務を行うためのものに限り、オンプレミス環境で構築されたものを除く。）の開発・運用・保守等事業（以下「本件対象事業」という。）に関して甲が有する第 2 条第 1 項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2 本件吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。
  - (1) 吸収分割会社  
商号：GMO フィナンシャルホールディングス株式会社  
住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号
  - (2) 吸収分割承継会社  
商号：GMO コイン株式会社  
住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

#### 第2条 （承継する権利義務）

- 1 甲は、本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務（その詳細は別紙に定める。）（以下「本件承継対象権利義務」という。）を本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

#### 第3条 （分割対価）

乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して、本件承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

#### 第4条 （効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。ただし、本件吸収分割に係る手続の進行その他の事由により必要となる場合は、甲及び乙は協議の上、書面による合意によって本件効力発生日を変更することができる。

#### 第5条 (手続)

- 1 本件吸収分割は、甲については会社法第784条第2項に規定する簡易分割により、乙については会社法第796条第1項本文に規定する略式分割により、甲及び乙において本契約に係る株主総会の承認を得ることなく行うものとする。
- 2 甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、各々、債権者異議手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

#### 第6条 (競業避止義務)

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

#### 第7条 (会社財産の管理等)

- 1 本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は、善良なる管理者の注意をもって本件対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするとき、又は、本件対象事業につき通常の業務の範囲外の行為をするときは、あらかじめ乙と協議の上、その承諾を得るものとする。
- 2 本契約締結後、本件効力発生日までに、本件対象事業又は本件承継対象権利義務に重大な変動が生じたとき、又は本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項が生じたときは、甲は速やかにその旨を乙に通知するものとする。

#### 第8条 (本契約の変更等)

- 1 本契約締結日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件承継対象権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 本契約は、甲及び乙の書面又は電磁的記録による合意がなければ、これを変更することができない。

#### 第9条 (本契約の効力)

2026年3月31日までに、関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲又は乙は相手方に通知して本契約を解除できる。

#### 第10条 (譲渡の禁止)

甲及び乙は、本契約の相手方が事前に書面により承諾した場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づき発生する権利若しくは本契約に基づき負担する義務を第三者に対し

て譲渡その他一切の処分をしてはならない。

#### 第11条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

#### 第12条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえ、解決するものとする。

[以下余白]

本契約成立の証として、甲及び乙は、以下の各号に定める事項のいずれかを行う。

- (1) 本契約の原本となる電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管すること
- (2) 本契約の原本を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有すること

2026年2月4日

甲 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号  
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社  
代表執行役社長 石村 富隆

乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号  
GMO コイン株式会社  
代表取締役社長 石村 富隆

## 別紙「本件承継対象権利義務明細表」

### 1. 資産

#### (1) 流動資産

本件対象事業に属する前払費用その他の流動資産

#### (2) 固定資産

##### 1 有形固定資産

本件対象事業に属する器具備品その他の有形固定資産

##### 2 無形固定資産

本件対象事業に属するソフトウェア及びソフトウェア仮勘定その他の無形固定資産

##### 3 投資その他の資産

本件対象事業に属する繰延税金資産その他の資産

### 2. 債務

本件対象事業に属する未払費用その他の負債

### 3. 承継するその他の権利義務

本件対象事業に関するシステム及びソフトウェアの開発契約、ハードウェア及びソフトウェアの保守・運用契約、ソフトウェア・ライセンス契約及び秘密保持契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

別紙2 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>511,415</b>	<b>流動負債</b>	<b>494,929</b>
現金及び預金	10,546	預り金	11,766
預託金	57,806	預り暗号資産	399,715
預け金	1,290	借入暗号資産	22,238
自己保有暗号資産	28,992	受入保証金	44,394
貸付暗号資産	147	デリバティブ取引	3,719
利用者暗号資産	399,715	短期借入金	11,000
差入保証金	7,096	未払金	179
差入保証暗号資産	1,029	未払費用	1,623
デリバティブ取引	3,943	未払法人税等	165
未収入金	487	賞与引当金	22
未収収益	126	役員賞与引当金	43
その他	232	その他	61
		<b>固定負債</b>	<b>6,000</b>
<b>固定資産</b>	<b>479</b>	長期借入金	6,000
<b>有形固定資産</b>	<b>1</b>	<b>負債合計</b>	<b>500,929</b>
器具備品	1	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>477</b>	<b>株主資本</b>	<b>10,965</b>
関係会社株式	403	<b>資本金</b>	<b>1,100</b>
繰延税金資産	68	<b>資本剰余金</b>	<b>5,121</b>
その他	9	資本準備金	2,658
貸倒引当金	△3	その他資本剰余金	2,463
		<b>利益剰余金</b>	<b>4,743</b>
		その他利益剰余金	4,743
		繰越利益剰余金	4,743
		<b>純資産合計</b>	<b>10,965</b>
<b>資産合計</b>	<b>511,894</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>511,894</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営業収益</b>	8,055
暗号資産売買等損益	4,402
外国為替証拠金取引損益	457
受入手数料	2,300
その他営業収益	894
<b>営業費用</b>	
販売費及び一般管理費	4,965
<b>営業利益</b>	<b>3,089</b>
<b>営業外収益</b>	217
為替差益	181
その他	35
<b>営業外費用</b>	571
支払利息	376
デリバティブ損失	190
その他	4
<b>経常利益</b>	<b>2,735</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>2,735</b>
<b>法人税等</b>	217
法人税、住民税及び事業税	253
法人税等調整額	△36
<b>当期純利益</b>	<b>2,518</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余 金 繰越 利益剰余 金		
2024 年 1 月 1 日 残高	1,100	2,658	2,463	5,121	4,456	10,678	10,678
当期変動額							
剰余金の配当					△1,500	△1,500	△1,500
吸収分割による減少					△731	△731	△731
当期純利益					2,518	2,518	2,518
当期変動額合計	-	-	-	-	287	287	287
2024 年 12 月 31 日 残高	1,100	2,658	2,463	5,121	4,743	10,965	10,965

# 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定に準拠して作成しております。  
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
- ②有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産  
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。  
器具備品            5年～10年

### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。
- ③役員賞与引当金  
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客（国内居住者に限る）に対し、約款等に基づいて、暗号資産の取引所として顧客間の取引の約定成立を履行する義務及び顧客から預かった暗号資産建玉を保管する義務を負っております。当該履行義務はそれぞれ約定日及び営業日が切り替わる時点で充足されることから、約定日及び営業日が切り替わる時点（一時点）で収益を認識し、損益計算書上の受入手数料に計上しております。

当社は、顧客（国内居住者に限る）に対し、約款等に基づいて、顧客から預かっている暗号資産のステーキングを代行し、当社の手数料を除いた報酬を顧客に付与する義務を負っております。当該履行義務は報酬を顧客に付与した時点で充足されることから、報酬を付与した時点（一時点）で収益を認識し、損益計算書上の受入手数料に計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②暗号資産取引に係る会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産取引に係る損益（評価損益を含む）は、損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

活発な市場が存在する保有暗号資産は、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表上の自己保有暗号資産に計上するとともに、帳簿価額との差額は損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

預託者から預かっている暗号資産は、貸借対照表上の利用者暗号資産及び預り暗号資産としてそれぞれ資産及び負債に計上し、活発な市場が存在する保有暗号資産と同様の方法により評価を行っており、評価損益は計上しておりません。

暗号資産取引に係る利用者からの預り金は、資金決済法第 63 条の 11 第 1 項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 26 条に定める方法により分別管理しており、貸借対照表上の預託金及び預り金としてそれぞれ資産及び負債に計上しております。

ハードフォークによるスプリット又はエアドロップ等により取得した暗号資産については、当社の暗号資産取引所又は暗号資産販売所、または当社が通常使用する主要なカバー先暗号資産交換業者において、継続的な価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われていると判断した場合に、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上しております。

自己保有暗号資産のステーキングにより報酬として受領した活発な市場が存在する暗号資産については、市場価格に基づく価格をもって貸借対照表上の自己保有暗号資産に計上するとともに、損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

③暗号資産証拠金取引の会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

評価損益は、顧客及びカウンターパーティーを相手方とする暗号資産証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客及びカウンターパーティーごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ取引勘定に計上しております。

顧客から暗号資産証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条第 1 項第 1 号に定める方法により区分管理しており、貸借対照表上の預託金及び受入保証金としてそれぞれ資産及び負債に計上しております。

④外国為替証拠金取引の会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受を損益計算書上の外国為替証拠金取引損益勘定に計上しております。

評価損益は、顧客及びカウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客及びカウンターパーティーごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ取引勘定に計上しております。

顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 143 条第 1 項第

1号に定める方法により区分管理しており、貸借対照表上の預託金及び受入保証金としてそれぞれ資産及び負債に計上しております。

- ⑤関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
 暗号資産の差入については差入保証暗号資産を計上しており、差し入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。  
 暗号資産の貸付及び借入についてはそれぞれ貸付暗号資産及び借入暗号資産を計上しており、貸し付けた暗号資産及び借り入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。

## 2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 68 百万円

## 4. 暗号資産に関する注記

### (1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額
保有する暗号資産（預託者から預かっている暗号資産を除く）	30,253 百万円
預託者から預かっている暗号資産	399,715 百万円
合計	429,969 百万円

(注) 保有する暗号資産には、貸借対照表上の「自己保有暗号資産」の他、「貸付暗号資産」及び「差入保証暗号資産」、「その他」に含まれる顧客の立替暗号資産 84 百万円を含めております。

### (2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

#### ①活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量 (単位)		貸借対照表計上額	
ビットコイン	550.866	BTC	8,101	百万円
イーサリアム	29,068.170	ETH	15,280	百万円
ビットコインキャッシュ	2,460.781	BCH	168	百万円
ライトコイン	10,301.189	LTC	166	百万円
リップル	7,177,826.842	XRP	2,368	百万円
ネム	454,786.948	XEM	1	百万円

ステラルーメン	4,117,301.259	XLM	214	百万円
ベーシックアテンショントークン	1,153,927.649	BAT	42	百万円
オーエムジー	1,665.647	OMG	0	百万円
テゾス	116,927.608	XTZ	23	百万円
クアンタム	46,868.436	QTUM	22	百万円
エンジンコイン	39,064.812	ENJ	1	百万円
ポルカドット	529,937.613	DOT	555	百万円
コスモス	165,664.541	ATOM	162	百万円
モナコイン	132,853.471	MONA	4	百万円
シンボル	835,192.131	XYM	2	百万円
カルダノ	1,747,076.124	ADA	232	百万円
メイカー	75.512	MKR	17	百万円
ダイ	357,546.988	DAI	56	百万円
チェーンリンク	26,190.404	LINK	82	百万円
F C R コイン	65,050,055.000	FCR	17	百万円
ドージコイン	19,285,480.629	DOGE	959	百万円
ソラナ	29,246.573	SOL	891	百万円
フレア	83,173,319.926	FLR	336	百万円
アスター	883,902.973	ASTR	8	百万円
ファイルコイン	10,403.619	FIL	8	百万円
ザ・サンドボックス	85,255.364	SAND	7	百万円
チリーズ	572,880.894	CHZ	7	百万円
アバランチ	2,847.354	AVAX	16	百万円
ノットアホテルコイン	49,998.000	NAC	97	百万円
ピスネットワーク	7,134,162.000	PYTH	397	百万円

②活発な市場が存在しない暗号資産  
当該事項はございません。

## 5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額  
器具備品 1 百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債務 11,461 百万円  
長期金銭債務 6,000 百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高  
営業取引による取引高 2,828 百万円  
営業取引以外の取引による取引高 420 百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項  
普通株式 31,617 株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はございません。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年12月17日	普通株式	1,500百万円	47,443.00円	2024年12月17日	2024年12月24日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はございません。

- (4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項  
該当事項はございません。

## 8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	52百万円
未払事業税	30百万円
賞与引当金	6百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	119百万円
評価性引当額	50百万円
繰延税金資産合計	68百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	100百万円
繰延税金資産の純額	68百万円

- (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、GMO フィナンシャルホールディングス株式会社を親会社とするグループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、暗号資産の売買や店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引を提供しております。

暗号資産の売買においては、顧客との間で当社が取引の相手方となって取引を行うため、顧客の売り注文に対しては、当社は暗号資産のポジション（持ち高）が発生することとなり、顧客の買い注文に対する備えとして、暗号資産のポジションを一定水準維持する必要があります。

また、店頭暗号資産証拠金取引又は店頭外国為替証拠金取引においても、暗号資産の売買と同様に、顧客との間で当社が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、当社は店頭暗号資産証拠金取引又は店頭外国為替証拠金取引に係るポジションが発生します。これらの取引を提供するにあたってポジションを確保するため及びポジションの価格変動リスクを低減するため、カバー先暗号資産交換業者を含むカウンターパーティーとの間でカバー取引を行っていることから、十分な資金をカウンターパーティーに預け入れております。

なお、暗号資産取引に係る利用者からの預託金は、暗号資産交換業者の分別管理に関する規程に基づき、店頭暗号資産証拠金取引に係る利用者からの証拠金は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の分別管理に関する規程に基づき、また店頭外国為替証拠金取引に係る利用者からの証拠金は、通貨関連店頭デリバティブ取引等の分別管理に関する規程に基づき、それぞれ適正に管理しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

預金は、すべて普通預金であり、預け先の信用リスクを有しておりますが、預入の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

預託金は、主として関連法令の要求に基づき顧客からの預り金を信託銀行に信託している預託金であり、信託銀行が破綻しても信託法によりその財産は保全されることになっております。

受入保証金は、店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引において、顧客が差し入れている証拠金であり、当該証拠金を超える損失が発生した場合に、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクを有しております。

預り金は、主として暗号資産売買取引による顧客からの預り金であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金であり、流動性リスクを有しております。

長期借入金は、第一種金融商品取引業者として自己資本規制比率の維持等を図る目的としたもので、主に運転資金として活用されています。

顧客との間で行われる店頭暗号資産証拠金取引に係るポジションは、暗号資産を原資産としていることから、市場リスクを有しており、店頭外国為替証拠金取引に係るポジションは、為替変動等の市場リスクを有しております。

また、カウンターパーティーに対する預け金や差入保証金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

カウンターパーティー毎について一定の社内基準により選別し、定期的に信用状況等の変化を確認すること等により与信管理を行っております。また、店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引において顧客との間で発生しうる信用リスクについては、自動ロスカット制度を採用し、顧客の損失が受け入れている証拠金の範囲内に収まるようにすることにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

ロ. 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の

管理

親会社との間で極度借入契約を結んでいる他、担当部署が手許流動性の維持を図ること等により流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）の管理

顧客との間で発生する店頭暗号資産証拠金取引や店頭外国為替証拠金取引のポジションについては、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーヤ、顧客やカウンターパーティーとの取引の結果、余剰又は不足が生じ一定以上の市場リスクを生じている数量の把握やポジションの調整を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引 (※1)	223	223	—
長期借入金 (※2)	6,000	5,980	△20

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(※2) 長期借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、現金及び預金、預託金、預け金、差入保証金、未収入金、預り金、受入保証金、短期借入金、未払金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。また市場価格のない株式等は、表中に含めておりません（注2）を参照ください。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引であります。

店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引について、決算日における契約額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	暗号資産証拠金取引				
	売建	9,789	—	△1,559	△1,559
	買建	4,170	—	115	115
	外国為替証拠金取引				
	売建	30,532	—	△230	△230
	買建	26,254	—	1,898	1,898
	合計	—	—	223	223

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	403
合計	403

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GMOフィナンシャルホールディングス株式会社	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任 役務の受入 資金の借入	資金の借入（注1）	85,500	短期借入金	11,000
				資金の返済（注1）	79,500		
				支払利息（注1）	79	未払費用	6
				資金の借入（注2）	6,000	長期借入金	6,000
				資金の返済（注2）	4,500		
				支払利息（注2）	273	未払費用	50
				システム業務委託等（注3）	1,544	未払費用	143
				分割資産の額（注4）	731	—	—
				分割負債の額（注4）	—	—	—
親会社	GMOインターネットネットグループ株式会社	(被所有) 直接 — 間接 65.7	役員の兼任 役務の受入 資金の借入	資金の返済（注2）	1,500	長期借入金	—
				支払利息（注2）	24	未払費用	—

(注1) 親会社との間で極度貸付契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 親会社との間で劣後タームローン契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 当社のシステム開発・保守等を委託しております。取引金額についてはGMOフィナンシャルホールディングスより提示された金額を基礎として交渉の上、決定しております。

(注4) 親会社であるGMOフィナンシャルホールディングスを承継会社として、システム開発・運用・保守等事業を無対価で吸収分割しております。なお、分割資産及び負債の金額は分割時の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員が議決権の過半数を所有している会社	Fitech Source, Inc. (注1)	—	—	システム開発・保守 (注2)	86	未払費用	—

(注1) 当社取締役が議決権の過半数を所有しておりましたが、期中に取締役を退任したことにより当事業年度末では、役員が議決権の過半数を所有している会社には該当しません。このため、取引金額については関連当事者であった期間の内容を記載しております。

(注2) 当社のシステム開発・保守を委託しております。取引金額については Fitech Source, Inc. より提示された金額を基礎として交渉の上、決定しております。

1 1. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 346,818円42銭  
(2) 1株当たり当期純利益 79,652円85銭

1 2. 企業結合等に関する注記

(1) 吸収分割の概要

① 当事業企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 GMO フィナンシャルホールディングス株式会社  
事業内容 システム開発・運用・保守等事業

② 吸収分割の効力発生日

2024年3月1日

③ 吸収分割の法的形式

当社を吸収分割会社、GMO フィナンシャルホールディングス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

④ 結合後企業の名称等

GMO フィナンシャルホールディングス株式会社

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) その他取引の概要に関する事項

当社は、2021年9月にGMO フィナンシャルホールディングス株式会社の完全子会社となって以降、グループ会社間でのノウハウ共有によるサービス価値の向上や運用管理等の効率化を図ってまいりました。本吸収分割は、システム開発・運用・保守等を担うシ

STEM部門を親会社に集約・統合することでその取り組みをより一層推し進め、さらなる事業成長へ向けた体制を構築することを目的としております。

### 13. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はございません。

# 事業報告

自 2024 年 1 月 1 日  
至 2024 年 12 月 31 日

## I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016 年 10 月に設立し、2017 年 5 月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。また、2020 年 5 月に第一種金融商品取引業者に登録されております。当事業年度においては、前事業年度から継続した取り組みに加え、新規取扱銘柄として、アバランチ (AVAX) を追加いたしました。さらに、当社では 2 例目となる IEO (Initial Exchange Offering) を実施し、NOT A HOTEL DAO 株式会社が発行する NOT A HOTEL COIN (NAC) の取り扱いを開始いたしました。これにより、発行体から受託販売手数料、顧客から販売手数料を取得し、収益として計上いたしました。

3 月には運用管理の効率化を目的とした会社分割を実施し、親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社にシステム開発・運用・保守等の事業を承継いたしました。本事業承継によりグループ全体でノウハウを共有し、システム開発の生産性向上を図るとともに、今後の事業成長を加速させる基盤を築きました。

当事業年度の、暗号資産市場においては、世界的な経済変動や金融政策の影響を受けながらも活況を呈しました。特に、1 月には米国で BTC の現物 ETF が承認され、4 月には BTC の 4 回目となる半減期を迎えるなど活発化しました。11 月からは米国大統領選挙の影響を受けて、本格的な上昇局面に入り、12 月には BTC 価格は史上最高値の 1,640 万円台に到達いたしました。これらの市場動向により、当事業年度の営業収益は 8,055 百万円となり、営業利益は 3,089 百万円、経常利益は 2,735 百万円となりました。

## II. 業務の適正を確保するための体制

[決定内容]

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「取締役 会規程」「情報セキュリティに関する基本方針」「システムリスクに関する基本方針」等に定めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理に関する体制については、「リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。

#### 6. 監査役の補助者に関する事項

(1) 監査役は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(2) 会社は、監査役の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。

(3) 監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。ただし、監査役の同意がある場合は、この限りでない。

#### 7. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査役に報告するものとする。

①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。

②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。

③監査役が報告を求めたとき。

(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

#### 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要があると認めるときはその職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

#### [運用状況の概要]

##### 1. 取締役会の開催状況

当事業年度は取締役会を12回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。

##### 2. 規程等の見直し

業務や内部体制の状況に合わせ、暗号資産管理のための規程類の改定のほか、外国為替証拠金取引サービス等の規程類の整備を行いました。

### Ⅲ. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社及びGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっております。

また、当事業年度においてGMOフィナンシャルホールディングスを承継会社とする吸収分割を実施しており、当社のシステム開発・運用・保守等事業を委託しております。

当社は、決裁基準表に関連当事者取引に関する事項を定めており、当決裁基準表に従い取引毎に適正性や妥当性を取締役会にて判断しております。

**V. 会計監査人に関する事項**

会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

以上